大網白里市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について

大網白里市高齢者支援課

特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成１２年３月１日老企第３６号）第３の１０において例示されているところですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとしました。

１　「正当な理由」の範囲

（１）居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域において、訪問介護サービス等の「サービス種別ごとの事業所数」が、当該判定期間の初日現在で、５事業所未満である場合又は大網白里市に１事業所である場合

※「サービス事業種別ごとの事業所数」とは判定期間の初日現在で、最新の「千葉県介護サービス情報公表システム」や最新の「介護保険を利用する人のための地域情報誌」に掲載されている事業所数とする。

（２）判定期間の１か月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合

（３）判定期間の１か月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１か月当たり平均１０件以下の場合

（４）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者に集中していると認められる場合」として、以下のいずれかに該当する場合

ア　当該事業について、「紹介率最高法人」がISOの認証（ISO09001）を取得している場合

※「紹介率最高法人」とは居宅介護支援事業所において、各判定期間（前期：３月１日～８月末日、後期：９月１日～２月末日）に作成した居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のサービス種別ごとに、当該サービスが位置づけられた居宅サービス計画の数を介護サービス事業者（法人）別に算出し、最もその件数の多い法人を「紹介率最高法人」という。（以下同じ。）

イ　当該事業について、「紹介率最高法人」が、福祉サービス第三者評価の標準項目において、項目別評価コメントにおける実施・未実施項目の数で、実施が９０％以上（端数処理については、小数点以下第２位を四捨五入とする。）である場合。

なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前３年度分までのものとする。

ウ　当該事業について、「紹介率最高法人」が、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業を併せて実施している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所であり、事業所評価加算を算定している場合

（５）居宅サービス計画作成時点で、次のアからウに記載の内容のいずれかに該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、当該事業について、「紹介率最高法人」の計画数が８０％以下になる場合又は各サービス１か月当たりの平均居宅サービス計画件数が１０件以下になる場合

ア　訪問介護

1. 通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画
2. 夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画
3. 特定事業所加算を算定している事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対象として、当該事業所を位置づけている居宅サービス計画

イ　通所介護及び地域密着型通所介護

時間延長又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に５事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画

ウ　全介護サービス事業種別共通

1. 利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている居宅サービス計画
2. 居宅介護支援事業所が、市町村や地域包括支援センターからの紹介を受けた、支援が困難な者（平成１２年３月３１日以前からの利用者を含む。）が対象である居宅サービス計画

２　施行期日等

本基準については、判定期間が平成３０年前期分（平成３０年４月１日から同年８月末日まで）であるものから適用する。